

社会福祉法人あわらし社会福祉協議会  
福祉委員会活動強化事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、社会福祉法人あわらし社会福祉協議会（以下「社協」という。）が行う福祉委員会スタート事業（以下「スタート事業」という。）を終了した行政区が実施する地域福祉活動を発展させ、福祉委員会等（以下「委員会等」という。）の活動を地域に根付かせるため助成することを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 助成対象団体は、あわらし市内の行政区で、スタート事業を終了したもの（以下「スタート事業終了団体」という。）とする。

(助成対象活動)

第3条 助成の対象とする活動は、スタート事業終了団体の区域において行われるもののうち、別表第1のとおりとする。

2 同表中、必須活動は必ず取り組まなければならない。

3 選択活動は同表中、選択メニューのうち1つ以上に取り組まなければならない。

4 前項のほか、先駆的な取り組みとして特に社協が認めた活動は、助成対象とすることができる。

(助成対象期間)

第4条 事業は、毎年度交付決定の日から翌年の3月31日までに行うものとする。

2 助成対象期間は、スタート事業終了に引き続く3年間とする。

3 前項の期間中に、近隣の行政区と合同で取り組むよう事業内容を変更した場合は、前項の期間を新たに加わる1行政区あたり1年間延長することができる。ただし、延長は2回かつ延2年を限度とする。

(助成額)

第5条 助成額の上限は別表第2のとおりとし、助成率は100%とする。

2 前条第3項に該当するスタート事業終了団体に対しては、新たに加わる1行政区につき1万円を前項の助成額に加算し助成することができる。ただし加算は、新たな行政区の加入年度のみとする。

(助成対象経費)

第6条 助成対象経費は、当該活動に直接要した経費のうち次の各号に定めるものとする。

- (1) 諸謝金 委員会等の運営、住民の相互支援に関する研修及びサロンの運営に係る講師謝礼
- (2) 交通費 前号の講師招へいに係る交通費
- (3) 会議費 委員会等の開催に係る飲物等の購入費（助成額の50%以下）
- (4) 消耗品費 委員会等で使用する事務用消耗品や住民の相互支援に係る消耗品の購入費
- (5) 印刷製本費 住民へ啓発又は周知に係るチラシ等の印刷代、コピー代
- (6) 通信運搬費 委員会等の開催に係る切手、ハガキの購入費又は電話代

- (7) 水道光熱費 水道、電気、ガス及び灯油代
- (8) 燃料費 活動に使用する自家用車の燃料代
- (9) 賃借料 委員会等の開催に係る会場使用料や道具の使用料
- (10) 保険料 活動に係る損害保険料
- (11) 手数料 支払いに関する手数料やごみ出し支援に付随するごみ処理費用

(申請方法)

第7条 助成を希望するスタート事業終了団体は、助成申請書(様式第1号)及び事業計画書・収支予算書(様式第2号)に必要事項を記入し、社協に提出するものとする。

(申請者)

第8条 申請者は、第2条の行政区の区長とする。

- 2 隣接する2以上の行政区が共同して本事業に取り組む場合は、そのうち1の行政区の区長が申請者となるものとする。
- 3 区長が申請者となることができないときは、本事業に取り組む行政区の区長が社協に区長同意書(様式第3号)を提出し、任意の区民を申請者とすることができる。
- 4 隣接する2以上の行政区が共同して本事業に取り組む場合で、いずれの区長も申請者となることができないときは、すべての行政区の区長が同意書を社協に提出し任意の区民を申請者とすることができる。

(助成条件)

第9条 申請者は、申請があった時点で次の各号に定める事項を承認したものとみなす。ただし、プライバシーの保護を要する場合はこの限りでない。

- (1) 社協が実施するアンケートや調査等に協力すること。
- (2) 社協が指定する研修会や会議に参加し、発表や報告に協力すること。
- (3) 社協が作成する広報誌やウェブサイト等の広報媒体上に、第3条に規定する活動の記事及び写真を掲載すること。
- (4) 社協職員が第3条に規定する活動に出席すること。
- (5) 本事業にかかる領収書などの決算書類を社協に提示すること。

(交付決定)

第10条 助成金の交付決定は、次の各号を満たすものに付社協会長が行う。

- (1) スタート事業実施要綱第3条第1項の組織を維持していること。
- (2) 前号の組織には、区長、民生委員・児童委員、福祉推進員が構成員として含まれていること。ただし、欠員が生じたときはこの限りではない。
- (3) 第3条の活動が自主的かつ継続的に実施されると見込まれること。

(助成金の交付)

第11条 助成金の交付は、交付決定後、交付決定を受けた申請者(以下、「助成団体」という。)からの助成金交付請求書(様式第4号)の提出を以て行うこととし、概算払いとする。

(助成金の重複受給)

第12条 助成団体が、行政を含む他の機関から助成を受けることを妨げない。ただ

し、同一の経費に対する重複受給は認められない。

(報告)

第13条 助成団体は、事業が終了後すみやかに実施した活動の完了報告書(様式第5号)及び事業報告書・収支決算書(様式第6号)を社協へ提出するものとする。

(雑則)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

活動区分	メニュー	内 容
必須活動	福祉委員会	社会福祉法人あわら市社会福祉協議会福祉委員会スタート事業実施要綱第3条第1項及び第2項に規定されている組織を維持し、同条第3項及び第4項について実施すること。
	訪問・見守り	福祉委員会等において訪問や見守りによる支援が必要とされた世帯又は個人に対して、定期的な訪問又は見守りによる安否確認を行うこと。
選択活動	①サロン	福祉委員会のメンバー又は区の有志が世話役となり、高齢者等の要支援者を定期的集め、談話、軽体操、レクリエーション、趣味活動、茶会などを行い、介護予防や孤立の防止、住民同士のつながりの構築又は再構築に寄与すること。
	②見守り防災マップ	福祉委員会のメンバー又は区の有志が世話役となり、住宅地図を利用した図上避難訓練を行うこと。避難時に援護が必要な住民や、平時から見守りが必要な住民の情報共有に寄与すること。
	③ごみ出し支援	福祉委員会でごみ出し支援が必要と認められた世帯に対して、区の有志やその世帯の近隣住民がその世帯に代わってごみ出しを行うこと。

別表第2（第5条関係）

世帯数	助成上限額		
	①	②	③
～50	30,000円	10,000円	9,000円
51～100	35,000円	10,000円	12,000円
101～150	40,000円	10,000円	15,000円
151～200	45,000円	10,000円	18,000円
201以上	50,000円	10,000円	21,000円

※世帯数は、あわら市が当該年度に作成する行政連絡員名簿の文書配付数とする。

※行政区が2区以上で実施する場合は、各行政区の世帯数を合計したものとする。

※選択活動②の助成上限額は、共同して取り組む行政区数に上記助成上限額を乗じたものとする。

※選択活動の①～③を複数実施する場合の助成上限額は、選択した事業の助成上限額を合計したものとする。

社会福祉法人  
あわら市社会福祉協議会長 様

区 名 \_\_\_\_\_  
申請者氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
住 所 \_\_\_\_\_  
電 話 番 号 \_\_\_\_\_

令和 年度福祉委員会活動強化事業助成申請書

みだしの事業を実施するため、福祉委員会活動強化事業実施要綱第7条により事業計画書・収支予算書を添えて申請します。

記

助成申請額	(1) サ ロ ン	_____	円
	(2) 見守り防災マップ	_____	円
	(3) ごみ出し支援	_____	円
	合 計	_____	円

また、本事業の決定を受け実施する場合は、以下に掲げることについて承認し協力します。

- (1) 社会福祉法人あわら市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が実施する地域福祉に関するアンケートやニーズ調査。
- (2) 社協が主催する研修会や会議における発表や報告。
- (3) 社協が依頼する外部の研修会や会議に参加。
- (4) 社協が作成する広報誌やウェブサイト等のインターネット上で、による記事及び写真の掲載。
- (5) 社協職員が活動へ出席すること。
- (6) 本事業にかかる領収書などの決算書類を社協へ提示。

※複数の行政区で申請する場合は、区名の欄にその行政区名を全て記載し、申請者氏名の欄にその代表する者の氏名を記載すること。

様式第2号（第7条関係）

令和 年度福祉委員会活動強化事業 事業計画書・収支予算書

令和 年 月 日

福祉委員会の名称		年間開催予定回数		回
区 名		※2 区の世帯数		戸
※1 福祉委員会の 予定メンバー	1	(役職) (氏名)	6	(役職) (氏名)
	2	(役職) (氏名)	7	(役職) (氏名)
	3	(役職) (氏名)	8	(役職) (氏名)
	4	(役職) (氏名)	9	(役職) (氏名)
	5	(役職) (氏名)	10	(役職) (氏名)
訪問・見守り活動	訪問対象世帯 _____ 世帯		見守り対象世帯 _____ 世帯	
選 択 活 動 (別表2参照)	<input type="checkbox"/> サロン 開催回数 _____ 回		<input type="checkbox"/> ごみ出し支援 支援対象世帯 _____ 世帯	

※1 別紙にて提出することができる。

※2 不明の場合は社協事務局へ問い合わせること。複数区の場合はそれぞれの世帯数を記入すること。

※3 「訪問」は自宅等への訪問による見守り、「見守り」は訪問を伴わないものをいう。

項 目		予算額 (円)	内訳・備考
収 入	助 成 金		
	負 担 金		
	そ の 他		
合 計			

項 目		予算額 (円)	内訳・備考
支 出	諸 謝 金		
	交 通 費		
	会 議 費		
	消 耗 品 費		
	印 刷 製 本 費		
	通 信 運 搬 費		
	水 道 光 熱 費		
	燃 料 費		
	賃 借 料		
	保 険 料		
	手 数 料		
合 計			

様式第3号（第8条関係）

令和 年 月 日

社会福祉法人  
あわらし市社会福祉協議会長 様

あわらし市 区  
区長 ⑩

令和 年度 福祉委員会活動強化事業区長同意書

みだし事業について、下記の者が申請することに同意します。なお、本事業の実施に伴う区民館等施設及び備品等の使用を全て許可するものとします。

記

申請者

住所：

氏名：

様式第4号（第11条関係）

令和 年 月 日

社会福祉法人  
あわら市社会福祉協議会長 様

区 名 \_\_\_\_\_  
申請者氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
住 所 \_\_\_\_\_  
電 話 番 号 \_\_\_\_\_

令和 年度福祉委員会活動強化事業助成金交付請求書(概算払)

令和 年 月 日付けあわら社発第 号で交付決定があった助成金を次のとおり交付されるよう、福祉委員会活動強化事業実施要綱第11条の規定により請求します。

記

- 1 請求額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 助成金振込口座

金融機関名	銀行 信用金庫 農協 金庫	支店
口座種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

※添付書類－振込する通帳の見開きページのコピー

※複数の行政区で実施する場合は、区名の欄にその行政区名を全て記載し、申請者氏名の欄にその代表する者の氏名を記載すること。



社会福祉法人  
あわら市社会福祉協議会長 様

区 名 \_\_\_\_\_

申請者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

令和 年度福祉委員会活動強化事業完了報告書

令和 年度福祉委員会活動強化事業が完了したので、福祉委員会活動強化事業実施要項第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の名称 令和 年度福祉委員会活動強化事業
- 2 交付決定額 (1) サ ロ ン \_\_\_\_\_円  
(2) 見守り防災マップ \_\_\_\_\_円  
(3) ごみ出し支援 \_\_\_\_\_円  
合 計 \_\_\_\_\_円
- 3 添付書類 ①事業報告書・収支決算書  
②活動中の写真等

※複数の行政区で実施する場合は、区名の欄にその行政区名を全て記載し、申請者氏名の欄にその代表する者の氏名を記載すること。

令和 年度福祉委員会活動強化事業 事業報告書・収支決算書

区名 \_\_\_\_\_

(必須活動)

福祉委員会活動	・開催回数 _____回	・参加延人数 _____人
訪問活動	・訪問世帯 _____世帯	・訪問延回数 _____回
見守り活動	・見守り世帯 _____世帯	・見守り延回数 _____回

※「訪問活動」は自宅等への訪問による見守り、「見守り活動」は訪問を伴わないものをいう。

(選択活動)

①サロン

開催日	参加人数	スタッフ	内容	開催日	参加人数	スタッフ	内容
1	/			7	/		
2	/			8	/		
3	/			9	/		
4	/			10	/		
5	/			11	/		
6	/			12	/		

※別紙にて提出することができる。

②見守り防災マップ

開催日	参加人数	内容
1	/	
2	/	

③ごみ出し支援

支援を受けた世帯	世帯	支援を受けた延世帯数	延	世帯
支援をした人	人	支援をした延人数	延	人
支援した回数	回			

項 目		決算額 (円)	内訳・備考
収 入	助 成 金		
	負 担 金		
	そ の 他		
合 計			

項 目		決算額 (円)	内訳・備考
支 出	諸 謝 金		
	交 通 費		
	会 議 費		
	消 耗 品 費		
	印 刷 製 本 費		
	通 信 運 搬 費		
	水 道 光 熱 費		
	燃 料 費		
	賃 借 料		
	保 険 料		
	手 数 料		
合 計			

この事業によって 得られた効果	
この事業での反省や 社協への要望	

※活動中の写真を添付すること。